

様式第 10 号

指名停止措置の概要

1 指名停止を受けた業者

(1) 商号又は名称 株式会社 中央技術コンサルタンツ

(2) 所在地 東京都新宿区西新宿 8-5-1

2 指名停止措置の期間

令和 7 年 9 月 5 日から令和 8 年 1 月 5 日まで (4 か月)

3 事実の概要

株式会社 中央技術コンサルタンツの東北支店長が、宮城県気仙沼市発注の道路設計業務の入札において、非公表の設計価格を同市職員から事前に入手し落札したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで、令和 7 年 (2025 年) 7 月 21 日に逮捕された。

4 指名停止措置の理由

「水俣市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第 2 の 8 の項 (競売入札妨害又は談合) に該当するため。

指名停止等の措置要綱に定める別表第 2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のいずれかに該当する者が市外の業務に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 12 か月以内 4 か月以上 8 か月以内 2 か月以上 4 か月以内